

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                                 |
|-------|--------------------------------------|
| 30    | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関係事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

君津市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

君津市長

## 公表日

令和6年8月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種関係事務  |
| ②事務の概要                   | 新型インフルエンザが発生した場合に、住民に対する予防接種、予診票の発行・集計、委託料支払い事務、予防接種情報の管理等を行う。<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br>①新型インフルエンザワクチン接種対象者の把握・通知<br>②医療機関からの予防接種費用の請求があった際の審査支払事務<br>③予防接種記録の作成及び管理 |
| ③システムの名称                 | 健康管理システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 予防接種ファイル                 |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法別表126の項  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>  |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 健康こども部健康づくり課  |
| ②所属長の役職名                 | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| なし                       |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 君津市総務部総務課<br>〒299-1192 千葉県君津市久保2丁目13番1号<br>電話番号 0439-56-1581  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 君津市健康こども部健康づくり課管理調整係<br>〒299-1152 千葉県君津市久保3丁目1番1号<br>0439-57-2230   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年6月30日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年6月30日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |  |  |
|--|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)   |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>   |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない</span>                 |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)</span> |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 監査  |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査 |  |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|---|------|-----------|
| 令和3年9月1日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二 115の2<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2 | 番号法第19条第8号 別表第二 115の2<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2 | 事後   |           |
| 令和4年5月31日 | 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先                   | 保健福祉部健康づくり課   | 健康こども部健康づくり課  | 事後   |           |
| 令和4年5月31日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数の計数時点                    | 令和3年4月1日  | 令和4年5月31日   | 事後   |           |
| 令和4年5月31日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数の計数時点                    | 令和3年4月1日  | 令和4年5月31日   | 事後   |           |
| 令和5年6月30日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数の計数時点                    | 令和4年5月31日   | 令和5年6月30日   | 事後   |           |
| 令和5年6月30日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数の計数時点                    | 令和4年5月31日   | 令和5年6月30日   | 事後   |           |
| 令和6年8月1日  | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数の計数時点                    | 令和5年6月30日   | 令和6年6月30日   | 事後   |           |
| 令和6年8月1日  | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数の計数時点                    | 令和5年6月30日   | 令和6年6月30日   | 事後   |           |
| 令和6年8月1日  | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用 法令上の根拠                   | 別表第一の93の2の項<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第67条の2           | 番号法別表126の項  | 事後   |           |
| 令和6年8月1日  | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠    | 番号法第19条第8号 別表第二 115の2<br>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の2 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項   | 事後   |           |